

空き家の放置は危険です!!

空き家を放置すると以下のような様々な問題が生じ、近隣にも影響を与えるため、適切な管理をお願いします。

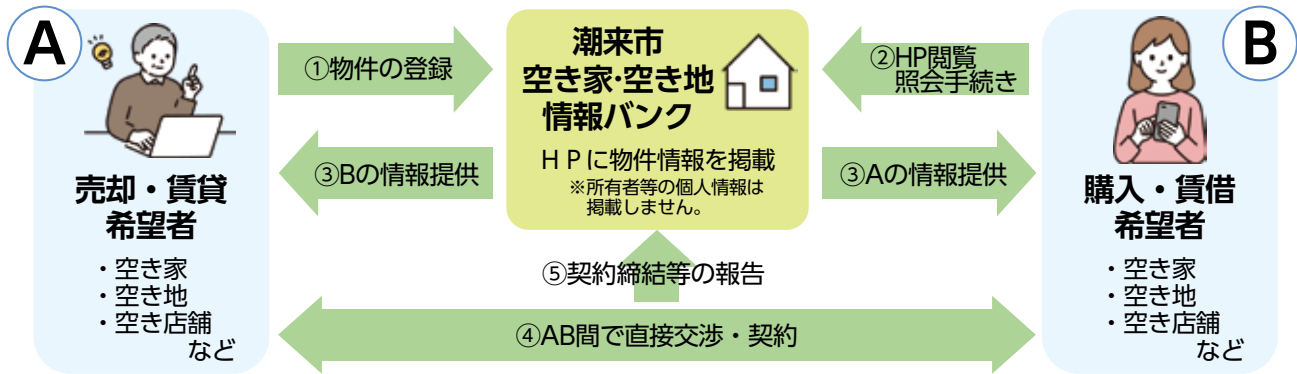
- **住環境の悪化**
ハチなどの害虫の発生、ごみの不法投棄など
- **損壊や倒壊**
建物や門扉の傷みなど
- **景観の悪化**
庭木や雑草の繁茂、樹木の越境など
- **防犯性の低下**
不審者の侵入など



空き家の管理は
所有者の責務!

— 空き家・空き地情報バンクをご活用ください —

「潮来市空き家・空き地情報バンク」では、市内の空き家・空き地の情報を紹介しています。空き家・空き地を有効利用することで、市の活性化と定住促進を目指すため、物件の登録を募集しています。



- Q どうやって利用するの?** 物件情報は、市ホームページからご覧いただけます。個人情報を取り扱うため、物件を登録される方・物件所有者の個人情報を得たい方は、登録手続きが必要です。
- Q 市は何をするの?** AとB両者の同意のもと、連絡先等の情報を提供します。また、市内の宅地建物取引業者をご案内します。なお、不動産売買に伴う交渉や契約には介入しません。

登録物件の所在地や用途等によっては、登録できない場合がございます。登録の際には、下記までお問合せください。

【お問合せ】企業立地戦略室 ☎63-1111 内線216



潮来市空き家・
空き地情報バンク

— 令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます —

- (1) 相続（遺言を含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- (2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。詳細は法務省ホームページをご覧ください。



法務省
ホームページ